

吉野ヶ里町公告第 28 号

公 告

令和 7 年度吉野ヶ里町放課後児童クラブ運営事業者選定については、公募型プロポーザル方式で選定を行うので、次のとおり公告する。

令和 7 年 12 月 12 日

吉野ヶ里町長 伊東 健吾



1. 業務概要

- (1) 業務名 吉野ヶ里町放課後児童クラブ運営業務委託
- (2) 業務内容 吉野ヶ里町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

※提案に基づく契約締結は、この契約に係る予算が成立し、予算配当がなされることを条件とする。また、地方自治法第 234 条の 3 及び地方自治法施行令第 167 条の 17 に規定する長期継続契約であるため、契約締結の属する年度の翌年度以降において、当該契約を変更し、又は解除することがある。

2. 選定方法

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとし、書類による第一次審査及びプレゼンテーションによる第二次審査により、吉野ヶ里町放課後児童クラブ運営業務受託者（優先交渉権者）及び次点候補者を選定する。

3. 応募資格要件

本業務のプロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 法人であること（社会福祉法人、学校法人、NPO 法人、株式会社等）
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申し立てがなされていない者

- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行っていない者であること
- (5) 企画提案書の提出期限までの間、佐賀県又は吉野ヶ里町から指名停止措置又は指名回避措置を受けていない者
- (6) 国税及び地方税の滞納が無いこと
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではないこと及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 以下のいずれかの施設に係る管理運営実績を有する者であること
 - ・放課後児童健全育成事業所
 - ・認可保育園
 - ・認定こども園
 - ・放課後等デイサービス
 - ・幼稚園
 - ・小学校
 - ・上記のいずれかの施設に類する施設であり、町長が適当と認める施設

4. 実施スケジュール

公募開始	令和 7 年 12 月 12 日（金）
質問受付期限	令和 7 年 12 月 19 日（金）午後 5 時まで
質問の回答	令和 7 年 12 月 24 日（水）
参加表明書提出期限	令和 8 年 1 月 8 日（木）午後 5 時まで
1 次審査（参加資格書類審査）	令和 8 年 1 月 9 日（金）
企画提案書提出期限	令和 8 年 1 月 16 日（金）午後 5 時まで
2 次審査（プレゼンテーション）	令和 8 年 1 月 23 日（金）
審査結果通知	令和 8 年 1 月 30 日（金）（予定）

5. 担当課

〒842-0031 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田 307

吉野ヶ里町教育委員会社会教育課

TEL : 0952-37-0341 (直通) FAX : 0952-52-2521

E-mail : syakaikyouiku@town.yoshinogari.lg.jp

ホームページ :

https://www.town.yoshinogari.lg.jp/lifeinfo/soshiki/shakai_kyoiku/4/2_1/1/houkagojidoukurabu/5368.html

6. その他

プロポーザルの参加に必要な書類及び参考資料は、吉野ヶ里町ホームページからダウンロードすること。